

企画競争説明書

業務名称：サモア国太平洋の気候変動に対する強靱性向上のための革新的解決策の活用に関する能力向上プロジェクト

調達管理番号：23a00729

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年11月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：サモア国太平洋の気候変動に対する強靱性向上のための革新的解決策の活用に関する能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年1月 ～ 2027年3月

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 11月 28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 11月 29日 12時
3	質問への回答	2023年 12月 4日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 12月 8日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 12月 19日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「サモア国太平洋の気候変動に対する強靱性向上のための革新的解決策の活用に関する能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00788）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照

2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法 : 電子メール

① 件名 : 「【質問】 調達管理番号_案件名」

② 添付データ : 「質問書フォーマット」 (JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」 (JICA 指定様式) に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限 : 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名 : 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」

④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

【JICAが活動の詳細まで規定する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細

については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での 該当条項	提案を求める背景
1	大洋州地域や世界的に利用可能な革新的な気候変動アプローチと解決策に関する既存情報の収集・分析・評価	第4条 2. (1) (ア) 1. 1	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。
2	大洋州地域において革新的な気候変動解決策を促進するための、同地域の民間セクターによる気候変動関連事業やその障壁、課題についての情報収集・分析	第4条 2. (1) (ア) 1. 2	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。
3	大洋州地域の革新的な気候変動解決策を促進するための官民連携に焦点を当てたPCCCの研修プログラムの強化、実施	第4条 2. (1) (イ)	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。
4	活動3-1で特定された官民機関に対して強固なパートナーシップ構築を促進するためのメンタリングサービスの実施	第4条 2. (1) (ウ) 3. 3	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。
5	「イノベーションのためのPCCCパートナーシップフレームワーク」を通じて、大	第4条 2. (1) (ウ) 3. 4	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。

	洋州地域のための革新的な気候変動解決策を開発するための、ドナー資金やその他の資金へのアクセスを念頭においた、官民のパートナーシップ促進の支援		
6	官民のパートナーによるドナー資金やその他の資金へのアクセスの支援	第4条 2. (1) (ウ) 3.5	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。
7	「コミュニティオブプラクティス」の立ち上げ、運用方法	第4条 2. (1) (エ) 4.1	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。
8	「バーチャルイノベーションラウンジ」の開設、運用方法	第4条 2. (1) (エ) 4.3	競争参加者の知見による企画提案を求めるもの。

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費¹（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。

¹ 詳細計画策定調査の協議において、PCCCより、「本件業務実施契約コンサルタントの特殊傭人として、気候変動対策分野に明るい特殊傭人1名を可能な限り常駐ベースで配置されることを強く希望する。」との要請があった。プロポーザル作成にあたっては、この点にも留意すること。

③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

3. 4つの成果に係る活動のバランスと進捗管理

先行案件において気候変動分野の基礎的な研修コースを構築した。本案件では、大洋州地域の革新的な気候変動解決策の開発と実施を促進するための PCCC のイノベーション機能の強化を目指し、4つの成果に係る活動を実施する。この4つの成果に係る活動の内容、ボリューム等のバランス、進捗に留意のうえ、プロジェクト期間中に事業を完了、且つ、協力効果が最大となるように事業を進めていくこと。

4. 長期専門家との連携

本プロジェクトにおいて、2024年5月頃からプロジェクト終了まで、業務調整/ドナー協調を担当するJICA直営の長期専門家 1名の派遣を予定している。

同専門家は、① プロジェクト進捗管理、② C/P、JICA、コンサルタント等との連絡・調整、③ 活動に係る広報、④ オンライン/サモア招聘研修に係る研修員の受入調整（研修員との連絡調整、査証手続き、航空券・宿泊手配、日当等支給、その他受入手続きなど）、⑤ ドナー協調を担当する。

受注者は直営専門家と緊密に連携・協力し、業務を実施すること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

(ア) 成果1に係る活動

【成果1】

大洋州地域の革新的な気候変動解決策を促進するPCCCの機能が十分に認識される。

【活動】

- 1.1: 大洋州地域や世界的に利用可能な革新的な気候変動アプローチと解決策（知識、イニシアティブ、技術、サービス、官民連携の具体例等）に関する既存情報の包括的な評価²を行う。収集・分析した情報を報告書・レファレンスシートにとりまとめる。
- 1.2: 大洋州地域において革新的な気候変動解決策を促進するために、同地域の民間セクターによる気候変動関連事業やその障壁、課題について情報収集・分析³を行う。
- 1.3: 対象分野、セクター、グループを含むPCCCの官民連携促進活動を特定し、キャパシティビルディング機能とイノベーション機能を明示することにより、本事業のための詳細な活動計画⁴を作成する。
- 1.4: PCCCのイノベーション機能を機能させるための（関係機関等との）協力

² 情報収集、分析、評価方法について、プロポーザルにて提案すること。現地再委託を可とする。

³ 情報収集、分析、評価方法について、プロポーザルにて提案すること。現地再委託を可とする。

なお、必要に応じ、現地調査において、調査団員（特殊傭人含む）の大洋州周辺国へのサモアからの渡航を認める。これに係るサモア～対象地間往復の航空賃は定額計上とする。

⁴ 成果2、成果3の活動内容については、成果1の活動の結果を踏まえ、詳細内容を決定する。

と調整に向けて、大洋州地域内外の専門家、地域組織、およびドナー⁵を特定し、必要に応じてコンタクトを取る。

(イ) 成果2に関わる活動

【成果2】

大洋州地域の革新的な気候変動解決策を促進するための官民連携に焦点を当てたPCCCの研修プログラムを強化し、実施する⁶。

【活動】

- 2.1: 人材面・制度面・プロセス及び体制面における能力不足とニーズに焦点を当て、活動1-2で収集した情報の分析とともに、革新的な気候変動解決策に関する研修ニーズとギャップに関する評価を行う。
- 2.2: 活動2-1で特定した研修ニーズとギャップに対応するための革新的な気候変動解決策に関する研修プログラムを開発する。
- 2.3: 研修プログラムの提供に向けて、大洋州地域内外の専門家や専門機関との調整・依頼を行う。
- 2.4: 研修プログラムを実施し、評価する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

計3回（概ね1年に1回）を想定する。

基礎コース	
参加者数	オンライン受講による指導が可能な人数（プロポーザルにて提案すること。）
開催期間	3～4週間程度を想定
実施場所	PCCC施設内
実施形態	オンライン

⁵ これらの機関にはSPREP、太平洋諸島フォーラム事務局（PIFS）のような地域機関、「ブルーパシフィックにおけるパートナー」（Partners in the Blue Pacific: オーストラリア、日本、ニュージーランド、英国、米国で設立）のようなドナー機関が含まれる。

⁶ 研修の内容、実施方法等について、プロポーザルにて提案すること。

- ・オンラインを含む研修の実施にあたっては、謝金の支出等について、発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照のうえ、効率的な実施を心掛けること。なお、各種謝金（講師謝金、原稿謝金）等については、定額計上とする。
- ・サモア招聘研修に係る研修員の航空賃、宿泊費、日当等、受入に係る費用は、別途派遣する長期専門家（業務調整/ドナー協調）が管理する在外事業強化費より支出する（本契約に含めない。）。
- ・プロジェクト終了後は、先行案件でも実施したPCCCのWeb上でオープンラーニングとすることを想定する。

中級コース（官民連携を想定）	
参加者数	オンライン部分はオンライン受講による指導が可能な人数 （プロポーザルにて提案すること。） 研修期間のうち1週間は、サモアを除く対象13か国より各国2人を招聘し、対面で実施することを想定する。
開催期間	3～4週間程度を想定
実施場所	PCCC施設内
実施形態	オンライン・対面併用

実践コース（資金アクセスを想定）	
参加者数	オンライン部分はオンライン受講による指導が可能な人数 （プロポーザルにて提案すること。） 研修期間のうち1週間は、サモアを除く対象13か国より各国2人を招聘し、対面で実施することを想定する。
開催期間	3～4週間程度を想定
実施場所	PCCC施設内
実施形態	オンライン・対面併用

（ウ）成果3に関わる活動

【成果3】

「イノベーションのためのPCCCパートナーシップフレームワーク⁷」を通じて、PCCCが大洋州地域で官民連携を促進する能力が向上する。

【活動】

- 3.1：成果1及び2の活動に関わる機関（研修参加者を含む）の中から、成果1で特定されたPCCCのイノベーション機能の下で促進されるパートナーシップを通じて、気候変動課題の特定、解決策の策定と実施を主導する官民の機関を特定する⁸。
- 3.2：「イノベーションのためのPCCCパートナーシップフレームワーク」のコンセプトを見直し、活動3-1で提供された情報を用いて同フレームワークの運用ガイドラインを作成する。
- 3.3：活動3-1で特定された官民機関に対して強固なパートナーシップ構築を促

⁷ 大洋州地域の気候変動への強靭性を高め、適応への変革的アプローチを促進することができる革新的な製品及びサービスの開発を支援するための枠組み。ステイクホルダーとしては、公共部門、公営機関、非政府組織、研究機関、大学、民間企業、住民組織等を指す。

⁸ メンタリングサービス対象は3機関程度を想定する。

進するためのメンタリングサービス⁹を行う。

- 3.4: 「イノベーションのためのPCCCパートナーシップフレームワーク」を通じて、大洋州地域のための革新的な気候変動解決策を開発するために、ドナー資金やその他の資金へのアクセスを念頭に、官民のパートナーシップ促進を支援する¹⁰。
- 3.5: 官民のパートナーによるドナー資金やその他の資金へのアクセスを支援する¹¹。

(エ) 成果4に関わる活動

【成果4】

大洋州地域の革新的な気候変動解決策に関する知識・情報を収集、発信、共有するためにPCCCのナレッジブローカレッジ機能¹²が強化される。

【活動】

- 4.1: 革新的な気候変動解決策に関する情報、知識、経験を共有・交換するための「コミュニティオブプラクティス¹³」に関する仕様書を作成し、同ネットワークを立ち上げる。
- 4.2: 本事業に関する広報及び意識啓発資料を作成し、COP¹⁴やPCCCのイベントを通じて大洋州地域内に発信する。
- 4.3: 大洋州地域における革新的な気候変動解決策を促進するための官民連携を奨励・促進するために、「バーチャルイノベーションラウンジ¹⁵」を開設する。

⁹ メンタリングサービスの内容、手法について、プロポーザルにて提案すること。

なお、現地調査において、調査団員（特殊傭人含む）の大洋州周辺国への サモアからの渡航を認める。これに係るサモア～対象地間往復の航空賃は定額計上とする。

¹⁰ 官民パートナーシップ促進支援の内容、手法について、プロポーザルにて提案すること。

¹¹ 資金アクセス促進支援の内容、手法について、プロポーザルにて提案すること。

¹² 大洋州の気候変動に関する情報や知識の共有のための情報ハブとなる機能

¹³ 「コミュニティオブプラクティス」は知識経験を備えた実務者のネットワークとする。

「コミュニティオブプラクティス」の立ち上げ、運用方法について、プロポーザルにて提案すること。

なお、同ネットワークは、システム開発を想定しているものではない。

¹⁴ COPのサイドイベント等にてPCCCが発表を行う場合、本件調査団員はオンラインにて支援を行うものとする。

¹⁵ 「バーチャルイノベーションラウンジ」は、情報・知識・経験を共有・交換するためのバーチャルプラットフォームとする。既存のPCCP (Pacific Climate Change Portal) を改良する。

以下の機能を想定する。

- ・大洋州地域における官民連携のパートナーシップ構築、参加を希望する機関同士のマッチング

- ・オンライン上で、様々な関係者の意見交換やオンライン面談が可能な「場」の提供

- ・革新的な気候変動解決策の実施を支援する専門家の紹介

- ・革新的な気候変動解決策等を蓄積する「コミュニティオブプラクティス」機能の活用など「バーチャルイノベーションラウンジ」の開設、運用方法について、プロポーザルにて提案すること。なお、調査団員および特殊傭人での対応を想定する。

- 4.4 : PCCCのウェブ上またはバーチャルプラットフォームを通じて、大洋州地域のための革新的な気候変動解決策に関する情報が定期的に収集・共有される。

(2) 本邦研修・招へい

【想定業務がない場合】

- 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

【適用しない場合】

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

➤ 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。

➤ ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

➤ さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

【期分けがある場合には選択】

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。

➤ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	

モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	英語	電子データ	
業務完了報告書	2027年2月26日	日本語	製本	4部
			CD-R*	1枚
事業完了報告書	2027年2月26日	英語	製本	10部
			CD-R*	1枚

*CD-Rは上記内容を1枚に収めること。

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）

(4) 活動に関する写真

第6条 再委託

【想定業務がない場合】

本業務では、再委託を想定していない¹⁶。

【想定業務がある場合】

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	大洋州の気候変動対策イノベーション ¹⁷ に係る調査	大洋州の気候変動対策イノベーションに係る調査	一式	定額見積

※第4条 2. (ア) 1.1及び1.2

第7条 機材調達

【想定業務がない場合】

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹⁶ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

¹⁷ PCCCにおいて、イノベーションは、「大洋州分野の気候変動対策分野における革新的で有用な技術とアイデアの適用」と定義されている。

案件概要表

1. 案件名

国名：サモア独立国（サモア）

案件名：太平洋の気候変動に対する強靱性向上のための革新的解決策の活用に関する
能力向上プロジェクト
Project for Innovative Solutions for Pacific Climate Change
Resilience

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

気候変動の影響は、世界の様々な場所で、水環境・水資源、災害、自然生態系、食糧、健康、経済等、複数の分野に現れる。今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるといわれている。気候変動に伴う海面上昇・自然災害等に対して極めて脆弱である大洋州地域の島嶼国は、今後も気候変動に起因する災害の甚大化・頻発化が懸念される中、気候変動への適応力は低くリスクも多岐に渡っている。また、気候変動に対する適応策の推進が重要なものの、緑の気候基金（Green Climate Fund。以下、「GCF」という。）をはじめとする気候変動資金へのアクセス・対応能力が十分でないなど、太平洋島嶼国自身でこれらに取り組むことには課題があり、そのため、気候変動対策の域内拠点の整備・人材育成を必要としている。

太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum）で統合的な地域戦略として合意された「大洋州における強靱性開発枠組み：気候変動と災害リスク管理のための統合的アプローチ（2017～2030年）」では、地域共通の優先課題を提示するとともに、各国で異なるニーズ対応の必要性にも留意し、人口、資源の規模が小さいことから開発のためのリソースが点綴される島嶼国の状況に鑑み、個別対応のみならず地域のパートナーシップによる対策を重視し、効率的なリソース・資金の活用も提唱している。

大洋州での気候変動対策の重要性を鑑み、大洋州地域環境計画事務局（Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme。以下、「SPREP」という。）と協力し、気候変動研修の拠点機能を構築するべく、サモア政府は、我が国に無償資金協力「太平洋気候変動センター建設計画」を要請、実施し、2019年9月にSPREP内の組織として、太平洋気候変動センター（Pacific Climate Change Centre。以下、「PCCC」という。）が開所した。また、2019年7月～2023年1月まで、PCCCにおいて技術協力プロジェクト「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」が実施され、大洋州地域の気候変動分野に係る関係省庁・機関に対し、研修を通じた能力強化を行った。

本事業は、上記技術協力プロジェクトの後継案件であり、先行案件の成果を継承す

るとともに、PCCCの機能¹⁸の明確化、公共・民間セクターを対象とした研修プログラムの強化、官民パートナーシップを醸成するファシリテーション能力の強化、知識と情報を収集、普及、共有する能力の強化を図るものである。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

2021年の第9回太平洋・島サミット (PALM9) では、太平洋島嶼国にとって「唯一最大の脅威」である気候変動問題への更なる取組を呼びかけるとともに、「気候変動・防災」が協力重点5分野の一つとされている。

さらに、JICAの気候変動分野のグローバル・アジェンダ「No.16 気候変動」では、協力方針として「パリ協定の実施促進」と「コベネフィット型気候変動対策」を掲げており、気候資金の導入・活用や気候変動の緩和策・適応策の実施促進を支援する本事業は、グローバル・アジェンダの協力方針に合致する事業として位置付けられる。

本事業は、気候変動解決策（適応・緩和）の開発と実施促進を目指していることから、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）ゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

SPREPには大洋州の21の島嶼国・地域のほか、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、英国、米国が加盟国として拠出している。

オーストラリアやニュージーランド、アイルランドが、PCCCの人件費や活動費、施設・設備の整備費用等の直接支援を実施している。また、これらのドナーに加え、米国、ドイツ、カナダ、中国、英国、フランス、ヨーロッパ連合（European Union。以下、「EU」という。）、アジア開発銀行（Asian Development Bank、以下、「ADB」という。）、世界銀行、GCF、国連環境計画、国連開発計画等様々なドナーが、大洋州地域における気候変動対策支援を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、大洋州地域にとって革新的な気候変動解決策を促進するPCCCの機能の明確化、公共・民間セクターを対象とした研修プログラムの強化、官民パートナーシップを醸成するファシリテーション能力の強化、知識と情報を収集、普及、共有する能力の強化を通じて、大洋州地域の気候変動分野におけるPCCCのイノベーション機能の強化を図り、もって大洋州地域にとって革新的な気候変動解決策の実施に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

サモア国アピア／大洋州地域14カ国¹⁹

¹⁸ PCCC には、「ナレッジブローカレッジ」「アプライドリサーチ」「キャパシティビルディング」「イノベーション」の4つの機能がある。本事業は、主にイノベーション機能に焦点を当てるが、ナレッジブローカレッジ機能、キャパシティ・ビルディング機能のもとで、イノベーション機能と関連して行われる活動も協力の対象範囲とする。

¹⁹ 我が国のODA対象14か国（クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー共和国、キリバス共

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：PCCC職員、大洋州地域14カ国の気候変動分野関係省庁・機関・民間企業等

最終受益者：大洋州地域14カ国の国民

(4) 事業実施期間

2024年3月～2027年3月（計36か月）

(5) 事業実施体制

サモア政府外務貿易省（政府側監督機関）

サモア政府財務省（政府側監督機関）

サモア政府天然資源環境省（政府側実施機関）

大洋州地域環境計画事務局（SPREP）（プロジェクト実施機関）

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・無償資金協力：サモア国「太平洋気候変動センター建設計画」（2017年2月G/A署名、供与限度額9.62億円、2019年9月開所）

上記協力で建設されたPCCCをプロジェクトサイトとして、同センターの研修施設を本事業の研修活動で活用する。

- ・技術協力プロジェクト：サモア国「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」（2019年7月～2023年1月）

上記プロジェクトにおける大洋州地域を対象とした気候変動分野の研修実施におけるノウハウや研修教材、能力強化を行ったPCCCの人材、大洋州地域の気候変動関連機関・専門家とのネットワークを本事業で活用する。

上記に加えて、大洋州地域の電力の脱炭素化に向けた取り組み強化を目指す「グリーンパワーアイランドプログラム」（2021年～）や大洋州地域で実施されている中小企業支援事業を通じて、各国の関連セクターの状況や革新的な気候変動解決策等に関する情報交換、互いの事業関係者への支援内容の広報などの連携を検討する。

2) 他の開発協力機関等の活動

オーストラリア、ニュージーランドがPCCCの人件費（及び活動費）を負担しており、これらPCCC職員の本事業への参加を通じてPCCCの能力強化を行うことで、互いの支援内容の相乗効果を図る。また、その他大洋州地域の気候変動セクターで支援を行う他ドナー（米国やADB、EU、国連機関等）とも情報共有、意見交換、講師派遣等を通じて緊密に連携を図る。また、本事業でドナー協調を担う長期専

和国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ニウエ、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、サモア、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、バヌアツ共和国)

門家を派遣することにより、ドナー連携による相乗効果の最大化と支援内容の重複回避に貢献する。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。

2) 横断的事項

大洋州地域のための気候変動解決策（適応・緩和）の開発と実施を促進するために PCCC のイノベーション機能を強化することから、本事業は気候変動（緩和・適応、主目的）に資する。

3) ジェンダー分類

【対象外】 ■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

本事業で実施予定の研修プログラムに関して、研修内容にジェンダーの視点を反映させることと、女性の参加を促すことを先方機関と確認した。

(8) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

大洋州地域にとって革新的な気候変動解決策が実施される。

【指標及び目標値】

1. 大洋州地域全体で、プロジェクト実施期間中に PCCC のイノベーション機能によって支援された1つ以上の解決策が実施される。
2. 本事業によって開発された研修プログラムが PCCC の e-ラーニングプラットフォームで事業終了後も提供される。
3. 革新的な気候変動解決策を促進する情報が少なくとも3カ月毎に PCCC のウェブ上またはバーチャルプラットフォームに投稿される。
4. PCCC のウェブ上またはバーチャルプラットフォームが年間1万件以上の訪問者・閲覧数を記録する。
5. PCCC のイノベーション機能専属職員に対する財務支援が継続的に確保される。

(2) プロジェクト目標

大洋州地域の革新的な気候変動解決策の開発と実施を促進するための PCCC のイノベーション機能が強化される。

【指標及び目標値】

1. 研修受講者の60%以上が研修プログラムの有効性を高く評価する。
※ジェンダー別に把握予定
2. 少なくとも3件の解決策が PCCC のイノベーション機能によって支援される。

3. PCCC は革新的気候変動解決策に資する情報を年に 3 回以上、大洋州地域の気候変動対策分野の関係者と共有する。

(3) 成果

- 成果1 大洋州地域の革新的な気候変動解決策を促進するPCCCの機能が十分に認識される。
- 成果2 大洋州地域の革新的な気候変動解決策を促進するための官民連携に焦点を当てたPCCCの研修プログラムを強化し、実施する。
- 成果3 「イノベーションのためのPCCCパートナーシップフレームワーク」を通じて、PCCCが大洋州地域で官民連携を促進する能力が向上する。
- 成果4 大洋州地域の革新的な気候変動解決策に関する知識・情報を収集、発信、共有するためにPCCCのナレッジブローカレッジ機能が強化される。

(4) 活動

- 1.1 大洋州地域や世界的に利用可能な革新的な気候変動アプローチと解決策（知識、イニシアティブ、技術、サービス、官民連携の具体例等）に関する既存情報の包括的な評価を行う。収集・分析した情報を報告書・レファレンスシートにとりまとめる。
 - 1.2 大洋州地域において革新的な気候変動解決策を促進するために、同地域の民間セクターによる気候変動関連事業やその障壁、課題について情報収集・分析を行う。
 - 1.3 対象分野、セクター、グループを含む PCCC の官民連携促進活動を特定し、キャパシティビルディング機能とイノベーション機能を明示することにより、本事業のための詳細な活動計画を作成する。
 - 1.4 PCCC のイノベーション機能を機能させるための（関係機関等との）協力と調整に向けて、大洋州地域内外の専門家、地域組織、およびドナー²⁰を特定し、必要に応じてコンタクトを取る。
-
- 2.1 人材面・制度面・プロセス及び体制面における能力不足とニーズに焦点を当て、活動1-2で収集した情報の分析とともに、革新的な気候変動解決策に関する研修ニーズとギャップに関する評価を行う。
 - 2.2 活動2-1で特定した研修ニーズとギャップに対応するための革新的な気候変動解決策に関する研修プログラムを開発する。
 - 2.3 研修プログラムの提供に向けて、大洋州地域内外の専門家や専門機関との調整・依頼を行う。
 - 2.4 研修プログラムを実施し、評価する。
-
- 3.1 成果1及び2の活動に関わる機関（研修参加者を含む）の中から、成果 1 で特定された PCCCのイノベーション機能の下で促進されるパートナーシップを通じて、気候変動課題の特定、解決策の策定と実施を主導する官民の

²⁰ これらの機関にはSPREP、太平洋諸島フォーラム事務局（PIFS）のような地域機関、「ブルーパシフィックにおけるパートナー」（Partners in the Blue Pacific：オーストラリア、日本、ニュージーランド、英国、米国で設立）のようなドナー機関が含まれる。

- 機関を特定する。
- 3.2 「イノベーションのためのPCCCパートナーシップフレームワーク」のコンセプトを見直し、活動3-1で提供された情報を用いて同フレームワークの運用ガイドラインを作成する。
 - 3.3 活動3-1で特定された官民機関に対して強固なパートナーシップ構築を促進するためのメンタリングサービスを行う。
 - 3.4 「イノベーションのためのPCCCパートナーシップフレームワーク」を通じて、大洋州地域のための革新的な気候変動解決策を開発するために、ドナー資金やその他の資金へのアクセスを念頭に、官民のパートナーシップ促進を支援する。
 - 3.5 官民のパートナーによるドナー資金やその他の資金へのアクセスを支援する。
- 4.1 革新的な気候変動解決策に関する情報、知識、経験を共有・交換するための「コミュニティオブプラクティス²¹」に関する仕様書を作成し、同ネットワークを立ち上げる。
 - 4.2 本事業に関する広報及び意識啓発資料を作成し、COPやPCCCのイベントを通じて大洋州地域内に発信する。
 - 4.3 大洋州地域における革新的な気候変動解決策を促進するための官民連携を奨励・促進するために、「バーチャルイノベーションラウンジ²²」を開設する。
 - 4.4 PCCCのウェブ上またはバーチャルプラットフォームを通じて、大洋州地域のための革新的な気候変動解決策に関する情報が定期的に収集・共有される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

1) 上位目標達成のための外部条件

- ・ 大洋州の各国政府が革新的な気候変動解決策の実施に負の影響を与えないような気候変動政策の転換を行わない。
- ・ SPREPが予算と人材を確保して実施しているPCCCのイノベーション機能への支援が継続される。

2) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 本事業を通じてスキルを獲得したカウンターパートが離職・異動しない。

3) 成果達成のための外部条件

- ・ 本事業の実施に負の影響を与える巨大災害や感染症が事業実施期間中に発生しない。

²¹ 「コミュニティオブプラクティス」は知識経験を備えた実務者のネットワークとする。

²² 「バーチャルイノベーションラウンジ」は、情報・知識・経験を共有・交換するためのバーチャルプラットフォームとする。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

本事業の先行案件である「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」（2019年7月～2023年1月）において、当初利用が想定されていた専門家のロスター制度が十分に機能していないことが事業開始後に明らかになったため、SPREP所属の専門家や他ドナーの専門家といった人的リソースを活用して対応した。本事業においても研修プログラムの実施が重要な活動の一つであることから、同様の問題が発生しないよう、事業開始1年目に現地の専門家・専門機関に関する情報収集を行うことをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、大洋州地域の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、大洋州地域の革新的な気候変動解決策の開発と実施を促進するための PCCC のイノベーション機能の強化を通じて、大洋州地域の革新的な気候変動解決策の実施に資するものであり、SDGゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完了3年後 事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。

- 同専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

他の専門家との協働

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

(参考) 別途派遣を予定する長期専門家の業務内容 (案)

< 指導科目 >

業務調整／ドナー協調

<派遣の目的>

プロジェクトの運営管理に関し、業務実施契約コンサルタントと協働し、円滑なプロジェクトの推進に寄与するとともに、ドナー協調を促進し、協力効果の増大を図る。

<活動内容>

- ・業務実施契約コンサルタントと協働し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画（年間計画）のとりまとめを行う。
- ・年間計画（専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画）の進捗状況の管理を行う。
- ・公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ・相手国、JICA、業務実施契約コンサルタント間の連絡・調整役として、JICA事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ・合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）の把握を行う。
- ・プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関と連携しその解決にあたる。
- ・各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ・オンライン/サモア招聘研修に係る研修員の受入調整（研修員との連絡調整、査証手続き、航空券・宿泊手配、日当等支給、その他受入手続きなど）を行う。
- ・ドナー動向の情報把握および調整・連携を行う。

<期待される成果>

- ・進捗状況に対応した各種報告書が遅滞なく提出される。
- ・プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクトの投入（日本側の投入のみならず、カウンターパート（C/P）の配置、ローカルコスト予算等の先方の投入）が計画的に執行され、プロジェクトの活動が計画通りに実施される。
- ・日本側の事務、会計、庶務が規則どおりにかつ効果的に行われる。
- ・オンライン/サモア招聘研修が円滑に実施される。

- ・ドナー協調が促進される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：気候変動対策分野に係る計画策定及び実施に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：大洋州地域及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年1月～2027年3月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 35.00 人月

2) 業務従事者の構成

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

3) 渡航回数を目途 全24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 大洋州地域の気候変動対策イノベーションに係る調査

※第4条 2. (ア) 1.1及び1.2

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ RD（2023年9月22日付署名）

➤ サモア国太平洋の気候変動に対する強靱性向上のための革新的解決策の活用に関する能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

➤ サモア国太平洋の気候変動に対する強靱性向上のための革新的解決策の活用に関する能力向上プロジェクト事業事前評価表

[事業事前評価表 \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp)

➤ Project completion report independent state of Samoa project for capacity building on climate resilience in the pacific

[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

➤ サモア独立国気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト業務完了報告書(気候変動対策研修業務)

[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

- サモア独立国 気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト業務完了報告書(気候変動対策研修業務) 別冊資料

[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

- Independent state of Samoa, project for capacity building on climate resilience in the pacific : final report : training program on climate change

[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

- Independent state of Samoa, project for capacity building on climate resilience in the pacific : final report : training program on climate change : appendix (relevant materials)

[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所/日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。

また、JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

175,494,000円（税抜）

なお、定額計上分 16,946,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（2）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに

該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

- 1) 上述(1)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	大洋州地域の気候変動対策イノベーションに係る調査	「第2章 特記仕様書案 2. 本業務に係る事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ① 成果1に係る活動 活動1.1、活動1.2」 「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	6,000,000円	調査費一式	再委託費
2	大洋州地域の気候変動対策イノベーションに係る	「第2章 特記仕様書案 2. 本業務に係る事項 (1) プロ	2,300,000円	調査団員（特殊備人含む）のサ	一般業務費

	る情報収集、分析、評価に係る渡航経費	プロジェクトの活動に関する業務 ① 成果1に係る活動 活動1.1、1.2」		モアから大洋州周辺国への渡航に係る航空賃（特殊備人の場合は、宿泊費、日当を含む）	
3	大洋州地域の革新的な気候変動解決策を促進するための官民連携に焦点を当てたPCCCの研修プログラムの実施に係る経費	「第2章 特記仕様書案 2. 本業務に係る事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ② 成果2に係る活動」	5,196,000円	研修実施にかかる各種謝金（講師謝金、原稿謝金）等	一般業務費
4	メンタリングサービスに係る渡航経費	「第2章 特記仕様書案 2. 本業務に係る事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ③ 成果3に係る活動 活動3.3、3.4、3.5」	3,450,000円	調査団員（特殊備人含む）のサモアから大洋州周辺国への渡航に係る航空賃（特殊備人の場合は、宿泊費、日当を含む）	一般業務費

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒オークランド⇒アピア（ニュージーランド航空）

（６）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画/作業計画等	15	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(20)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)